

# 守山市立河西小学校

## 学校いじめ防止対策基本方針



守山市立河西小学校

## はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つです。「いじめは、どの子にもどの学校にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」を日々徹底し、「早期発見」「早期対応」に努めなければなりません。そのため、県・市・学校が連携して、いじめの未然防止のために全力で取り組むとともに、学校と家庭や地域が連携しながら大切に子どもたちを育てていかなければなりません。

しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあるのが現実です。次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力をはぐくむ」ためには、すべての教職員が、いじめの問題に対する基本認識を共有することが不可欠です。いじめは命に関わる重大な人権侵害であり、絶対許される行為ではありません。過去に起こしたいじめ問題からは、私たち教職員の確実な『報告・連絡・相談』と、組織的な対応のあり方が課題となりました。また、子どもにしっかり寄り添いながら、つらい思いをしている子どもや家族の気持ちを共有し、親身になって支えていくことの大切さを学びました。本校は、一小学校一中学校という環境にあります。小学校卒業後も固定化された人間関係が続く事が考えられることから、小学校段階でより良好な人間関係が結ばれることが望まれます。そのためにも、一人ひとりの教師が人権感覚をいっそう高め、子どものサインを見逃すことなく、いじめの兆候を見つけたら、迅速に対応していくことが必要です。そこで、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに「いじめ防止基本方針」を策定します。

# 目次

はじめに	-1-
I 基本方針	-3-
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの防止	
4 いじめの早期発見	
5 いじめへの対処	
II いじめ防止等のための組織	-6-
III いじめの防止に向けた具体的取組	-7-
1 いじめ防止のための取組	
2 いじめの早期発見のための取組	
3 いじめ対処の取組	
IV 重大事態への対処	-10-
1 重大事態の意味について	
2 調査の主体	
3 事実関係を明確にするための調査の実施	
V いじめ防止等に向けての年間計画	-12-
VI ストップ・ザ・いじめアンケート実施マニュアル	-13-

# I 基本方針

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、児童一人ひとりの人格を尊重し、その声にじっくりと耳を傾け、児童の置かれている立場を理解し、そのつらい気持ちを受け止め共感できるまで関わり、解決に導いていかなければなりません。また、このことを通して児童自身の力でいじめ問題を解決できるように育てていくことも重要です。

本校では、いじめ問題を学校において解決すべき重要課題の一つととらえるとともに、すべての児童に関係する問題ととらえています。そのためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、いまだにいじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む教職員をはじめとする大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。また、いじめか否かを一人で判断するのではなく、常に組織的に対応することを心がけ、学校内でしっかりと連携を図っていくことも大切です。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する重要な課題であると考え、学校の教育活動全体を通じ、子どもの人権に関する施策として「いじめ防止」を掲げています。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

\*個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと（気持ちを重視すること）が必要である。

## 3 いじめの防止

いじめは、どの子にも起こりえます。そのため、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、たくましく生きる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を推進します。

いじめ未然防止のため本校では、学校の教育活動全体を通じ、全ての教職員や児童に「いじめは決して許されない」「いじめは決して見逃してはならない」ことの理解を促します。

また、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他を認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。そのためには、「人権を語る日の放送」において、実施内容をより子どもたちの実態に応じたものにします。

さらに、いじめの背景にある虐待や人間関係のトラブル等の小さな要因を見逃さず、その改善を図っていくとともに、全ての児童の自己有用感が育まれ、安心して自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりを目指します。





#### 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の大前提です。そのため、教職員をはじめとする全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める必要があります。

いじめは大人が気づきにくい場所（休み時間や登下校の間、地域での遊びなど）や、大人が判断しにくい形（あそびやふざけあいなど）で行われることが多々あります。私たちはそのことをしっかりと認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いの目を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。そこで、いじめに関する研修をしたり、事例を共通理解したりすることで、職員の「いじめの認識力」を高めます。

いじめの早期発見のため、本校では定期的なアンケート調査や全児童対象の教育相談の実施、教育相談体制の充実や電話相談窓口の周知など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、地域や家庭と連携して児童を見守っていきます。

#### 5 いじめへの対処

児童や保護者からいじめの相談を受けた場合、あるいはいじめがあることを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導する等、必ず教職員で情報を共有し、組織的な対応を行います。その際は、学校の関係者によるいじめ対策会議で組織的に対処するとともに、必要に応じていじめ対策委員会を開催し、外部機関との連携も図ります。

このため、私たち教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深める意識を持ち続けます。

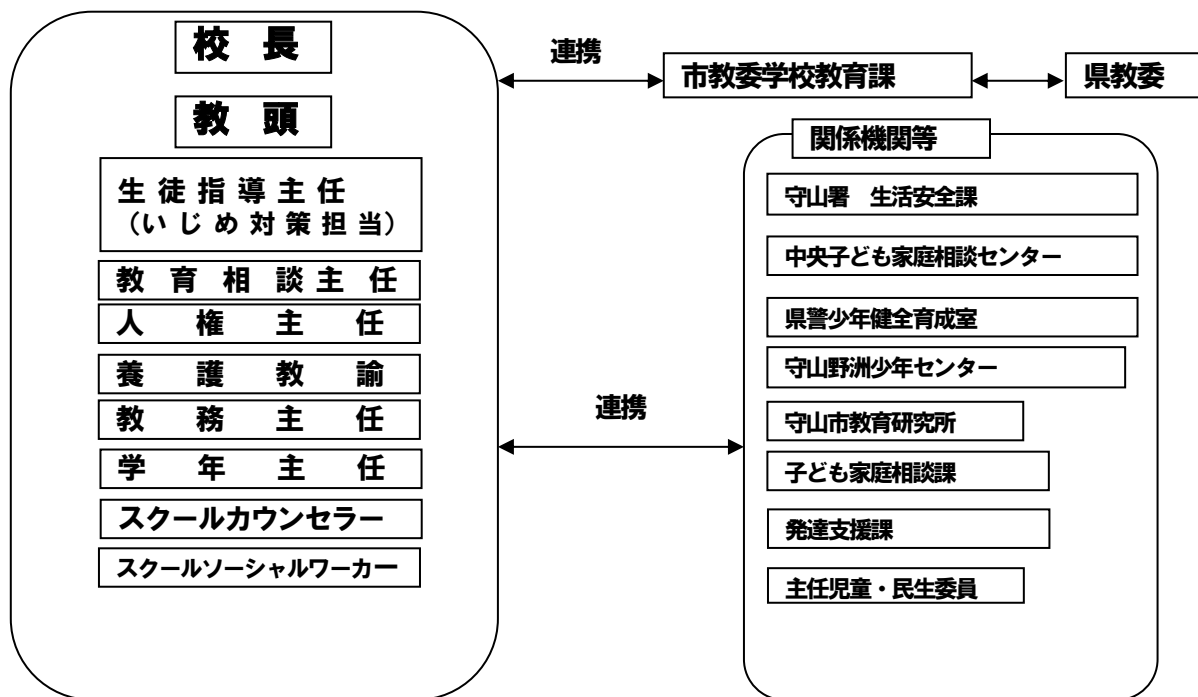


## II いじめ防止等のための組織

いじめ問題は、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめへの対処については、特定の教職員のみが抱え込んで行うのではなく、いじめ防止対策推進法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される『いじめの防止等の対策のための組織』を置くものとする。」に基づき組織された委員会を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織（いじめ防止対策委員会）を置き、その組織体制は、以下の組織図によります。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとします。

いじめ防止対策委員会



いじめ防止対策委員会は、平常時は年2回程度開催し、いじめの防止等のための有効な対策に関する検討などを行う。なお、対応が困難ないじめが発生した時には、いじめに係る事実関係を明確にするための調査を行い、いじめ問題の解決に向けた調整等を行うこととする。

### Ⅲ いじめの防止に向けた具体的取組

子どもを尊重する姿勢を重んじ、校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取組や、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

#### 1 いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校の教育活動全体を通じて、全ての教職員と児童に「いじめは決して許されない」「いじめは決して見逃してはならない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう、以下のような取組を進めていきます。

##### ① いじめを許さない学校・学級づくりに努める。

本校は、いじめ防止基本方針に基づき、「いじめを許さない、見逃さない」ことを宣言します。

また、そのことを学級担任が年度当初に各クラスで宣言するとともに、学校長自らが、全校集会等の場で「いじめを許さない、見逃さない学校づくり」を宣言します。

また、「ストップ・ザ・いじめプログラム」の後継として、実態に応じた啓発掲示物を各教室に掲示することを通して、教職員・児童がともに、常にいじめ問題を意識できるようにします。

##### ② 児童の豊かな情操と道徳心を養い、命・人権を尊重する心を育成する。

自他を認め、互いを思いやれる児童の育成を目指します。そのために、学校教育全体を通じた道徳教育を推進し、児童の自己有用感を高め、命や人権を尊重する実践的態度を養い、いじめや差別を許さず、自ら進んで行動できる児童の育成に努めます。

また、アサーショントレーニングを取り入れたり、アンガーマネジメントについて啓発することで、自分の気持ちを正しく相手に伝えたり、相手の気持ちを正しく受け取ったりする力を育みます。



### ③ 教職員の意識・資質の向上

「いじめを許さない、見逃さない」という教職員の意識を高めるため、各学年からの代表による定期的な会議を年間通じて行い、各学年での児童の様子を意見交流することを通して、いじめの些細な兆候に対する教職員の意識を高めるように努めます。また、研修会等を通していじめを防止することの重要性に関する啓発を図り、教職員の資質向上に努めます。研修の際には、次のア～キについての意識や力量を高めることを目的とします。

- ア いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるということを全教職員が十分認識し、子どもからのサインや些細ないじめの兆候を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- イ いじめは人間として絶対に許されない行為だということを、学校教育全体を通して、子どもたち一人ひとりに意識させる。
- ウ 子どもたち一人ひとりを大切にすることや、日常的な態度や会話が重要であることを教職員自身がしっかり認識し、日常の生活にいじめの芽が潜んでいることを意識する。
- エ いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いている可能性があることを認識する。
- オ 定期的なアンケートだけでなく、日頃からきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- カ 児童や保護者が何でも気軽に相談できるような雰囲気を作り出す。
- キ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を深め、いじめの早期発見・早期対応に努める。

## 2 いじめの早期発見のための取組

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたります。

### ① 毎日の観察

授業中、休み時間、放課後等の児童の様子を、学級担任はもちろん、全教職員をあげてしっかりと見守り、多くの目で児童の些細な変化に気づくように努めます。

### ② いじめアンケートの実施

年に3回児童に対しいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めます。また、いじめ等の疑いがある場合は、すみやかに児童に声をかけ、教職員等による教育相談を実施します。

### ③ 相談体制の整備

教育相談担当や生徒指導主任等が中心になって、担任以外とでもいじめに係る相談を行うことができる体制づくりに努めます。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携を図ります。

### ④ 定期的な情報交換

学年内での情報交換はもちろん、学年の代表による、児童の様子に関する定期的な情報交換会を行い、些細な兆候の段階で発見できるように努めます。

## 3 いじめ対処の取組

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取ります。さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導します。子どもの思いを受け取る時間を十分に確保して、迅速かつ丁寧に子どもに接していきます。

### ① 学校としての組織対応

本校でいじめが確認された場合、速やかに管理職を中心としたいじめ対策会議を実施し、生徒指導主任（いじめ対策担当）、教育相談担当、学年・学級担任等がいじめの根本解決に向けた話し合いを重ね、指導の方向を探ります。また、解決に向けての取組が困難であると判断した場合には、速やかにいじめ対策委員会を設置し、臨床心理士等外部機関からの意見も積極的に受け入れ、解決の糸口を見出すように努めます。

### ② 保護者連携の強化

保護者との連携を深め、ともに協力していじめの解決に導けるよう努めます。そのために、

とりわけ初期段階での聞き取りを重視し、複数の教職員で対応することはもちろん、聞き取り内容を明らかにすることを通して、いじめの解決に向けた指導の重点を共有して取り組むことができるようにします。

また、万一いじめが解決できずに学年が変わってしまい、それに伴って対応した関係者も変わってしまった場合には、文書によって引き継ぐことを徹底するとともに、新しい関係者と保護者との面談を改めて実施し、再度聞き取ることを通して、情報の共有化を図ります。

### ③ 関係機関等との連携

いじめを発見、認知した場合、学校は速やかに守山市教育委員会へ報告して連携を図り、いじめ行為への対処を行います。また、事案に応じては、守山警察署生活安全課や県中央子ども家庭相談センター等をはじめとする様々な関係機関と連携し、いじめ行為への対処を行います。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態をさします。

#### (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### (2) 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により重大事態と判断した場合には、学校は直ちに市教育委員会に報告し、学校または市教育委員会が調査等に当たります。

## 2 調査の主体

重大事態が発生したと判断した場合、学校は市教育委員会と協議し、調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断します。

その際、学校主体の調査では重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施します。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行います。この調査は、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組みます。

## V いじめ防止等に向けての年間計画

### 「いじめ防止対策年間計画」(守山市立河西小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4	<input checked="" type="checkbox"/> 学級担任による宣言 <input type="checkbox"/> 定例会議 <input checked="" type="checkbox"/> 1学期生活目標の設定	△地区別児童会参加 △個別懇談会
5	<input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 教職員研修(河西小学校いじめ基本方針を用いた研修) <input type="checkbox"/> 定例会議	△個別懇談会 ◇民生委員さん見守り下校 ◇民生委員さんと懇談会
6	<input checked="" type="checkbox"/> ふれあい月間(児童へのアンケート・個別面談) <input type="checkbox"/> 定例会議 <input checked="" type="checkbox"/> 第1回ストップ・ザ・いじめアンケート	◇民生委員さん・児童委員さんと懇談会
7	<input type="checkbox"/> 休業前の地域への協力依頼(店舗、交番、河西会館等) <input type="checkbox"/> 定例会議 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	◇△心と心をつなぐあいさつ運動 △地区別児童会参加 ◇守山北中学校区地域関係者懇談会
8	<input type="checkbox"/> 地域パトロール <input type="checkbox"/> 教職員研修(滋賀県全体研修内容と一学期事案より研修)	
9	<input checked="" type="checkbox"/> 2学期生活目標の設定 <input type="checkbox"/> 定例会議 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	△愛校清掃活動
10	<input type="checkbox"/> 定例会議 <input checked="" type="checkbox"/> 第2回ストップ・ザ・いじめアンケート	
11	<input checked="" type="checkbox"/> ふれあい月間(児童へのアンケート・個別面談) <input type="checkbox"/> 定例会議	◇△心と心をつなぐあいさつ運動 △コーチング講演会
12	<input checked="" type="checkbox"/> 人権の集い <input checked="" type="checkbox"/> 第3回ストップ・ザ・いじめアンケート <input type="checkbox"/> 休業前の地域への協力依頼(店舗、交番、河西会館等) <input type="checkbox"/> 定例会議	△地区別児童会参加
1	<input checked="" type="checkbox"/> 3学期生活目標の設定 <input type="checkbox"/> 定例会議	
2	<input type="checkbox"/> 定例会議 <input checked="" type="checkbox"/> 第4回ストップ・ザ・いじめアンケート	◇民生委員さん・児童委員懇談会さん ◇学校関係者評価会議
3	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 休業前の地域への協力依頼(店舗、交番、河西会館等) <input type="checkbox"/> 定例会議	△地区別児童会参加
通年	<input type="checkbox"/> 登校指導 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもたちの姿について(職員会議) <input checked="" type="checkbox"/> 校内委員会(毎週)	<input type="checkbox"/> △あいさつ運動

□: 教職員の取組や活動    ○: 児童生徒の取組や活動    △: P T Aの取組や活動    ◇: 地域の取組や活動  
 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

## VI ストップ・ザ・いじめアンケート実施マニュアル

### 1 実施時の配慮事項

○回答しづらい児童の気持ちを理解する。

小学校低学年・中学年の児童は、仲間関係でのトラブルを大人（親・教師）に訴えることがよくありますが、小学校高学年ともなると、仲間関係の問題を大人に訴えることに抵抗を感じるものです。したがって、いじめアンケートの実施にあたっては、「些細なことでも書いてね」と簡単に伝え、用紙を配布するだけでは、打ち明けることに葛藤を抱いている児童は決して記入しないと考えられます。大切なのは、教師が、児童の「自分の力で解決したい」「先生には言いづらい」という気持ちに十分な理解を示した上で、それでもなお「あなたの力になりたい」「苦しんでいるならば、できる限り早く解決したい」という教師の思いを伝えることです。

○教師と児童の信頼関係が大前提

いじめ問題だけに限らず、生徒指導においては、教師と児童の信頼関係が必須です。信頼関係がなければ、いくらアンケートを実施しても、児童は決して打ち明けることはないと考えられます。教師が、学校生活において、常日頃から児童に対する共感的理解を示しながら、児童との信頼関係づくりを地道に積み重ねていけるように心がけることが大切です。

### 2 実施後の対応

#### 1. アンケートを実施する

#### 2. 実施した日のうちに目を通し、問題への対応を検討する

① 「ある」の中で緊急性の高い事案  
→必要があれば、  
学年主任や生徒指導主任へ報告

② 「ある」の中で緊急性の低い事案

③ 「ない」

休み時間や教育相談の前の方で、優先的に話を聴く（できる限り翌日）

教育相談で話を聴く

#### 3. 聴き取りができ次第、問題の解決にあたる

→必要があれば、学年主任や生徒指導主任、管理職へ報告し、方策を練って対応にあたる

#### 4. 問題への対応及び教育相談終了後、アンケート結果を集計して、生徒指導へ報告する

A 確認・指導後、保護者連携をするとともに、全体指導（学級・学年）を行った

B 確認・指導後、保護者へ連絡した

C 双方の児童に確認後、指導・説諭を行った

D 被害児童に確認後、経過を見ることにした

E 加害児童に確認後、指導・説諭を行った（アンケート2の場合のみ）

※対応方法ごとに、A～Eに分けるが、基本的には全て、「いじめ認知」とする

※児童がアンケートに「ある」と記入したが、「認知しない」場合は、その理由を明記する

例) 本人は叩かれたと思っていたが、事情をきいたところ、通いかかった児童の手が当たっただけで、状況が分かると思いが晴れて、特に気にしなかったため など



# NEW! ストップ・ザ・いじめ

年 組 番 名前

<あてはまる方を○でかこみましょう。> [全学年用]

## 1. (あなたのこと)

この1学期、いじられて(からかわれる、たたかれる、嫌なことをされる、嫌なことをさせられる、無視される等)嫌な思いをしたことはありますか。

- 1.ない      2.ある(すでに解決した)      3.ある(今も続いている)

\*「ある」とこたえた人は、「だれ」から「どんなこと」を?

•だれから⇒

•どんなこと⇒

## 2. (あなたのこと)

この1学期、次のような行為をしたことはありますか。

- |                |    |    |
|----------------|----|----|
| ①人をからかう(いじる)   | ない | ある |
| ②人をけつたりたたいたりする | ない | ある |

## 3. (友だちのこと)

この1学期、身の回りに、「いじめ」がありましたか?

- 1.ない      2.ある(すでに解決した)      3.ある(今も続いている)

※「ある」とこたえた人は、そのときの様子で知っていることを書きましょう。

•だれが ⇒

•だれから ⇒

•どんなこと⇒

基本方針及びそれに基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度実施状況を点検し、その効果や課題について評価・協議します。また、その結果を踏まえ、必要に応じて本方針を見直すこととします。

<改訂内容>

- H28年 4月 ストップ・ザ・いじめアンケートの実施時期を、7・12・3月実施より、6・11・2月実施へ変更。
- H29年 4月 P5下線部分を加筆。つどいの様子がわかる写真を掲載。
- H29年 5月 年間計画変更
- H30年 4月 P6 「自己有用感が育まれるような学校生活をつくる」旨を明記。  
「いじめに関する研修をしたり、事例を共通理解したりすることで、職員の「いじめの認識力」を高めます。」と明記。
- P8 「後継として、実態に応じた啓発掲示物に関する内容」を加筆。  
「自尊心」などの言葉を「自己有用感」に変更
- P9 アサーショントレーニングとアンガーマネジメントの啓発について加筆。
- P13 職員研修内容を加筆。
- R 1年 8月 VIその他（「ストップ・ザ・いじめアンケート」項目）を、VIストップ・ザ・いじめアンケート実施マニュアルに変更し、具体的な実施方法を明記。